

# 令和元年度第9回清掃審議会

## 会議録

令和2年2月13日（木）午後3時開会

会場 市役所本館6階 講堂3

# 令和元年度 第9回清掃審議会会議録

日時 令和2年2月13日(木)

午後3時から

会場 市役所本館6階 講堂3

- 出席委員 山賀会長、西條副会長、井下田委員、石本委員、内山委員、遠藤委員、黒川委員、小松委員、斎藤委員、鈴木委員、関谷委員、鶴巻委員、西海委員、村井委員、横木委員
- 事務局 長浜環境部長、鈴木循環社会推進課長、塚本廃棄物対策課長 ほか

## 1. 開会

- 松本循環社会推進課長補佐：令和元年度第9回新潟市清掃審議会を開会いたします。
- はじめに、本日の資料を確認させていただきます。事前に送付させていただいたものとしまして、本日の次第、次に座席表で、裏面が名簿になっているものです。**資料1**「新潟市一般廃棄物処理基本計画(素案)に対するパブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方」、**資料2**「新潟市一般廃棄物処理基本計画(素案)の修正について」、**資料3**「古紙リサイクルの現状について」、**資料4**「新潟市一般廃棄物処理基本計画(案)」、「令和元年度第9回新潟市清掃審議会照会票」です。また本日、**資料2追加資料**としまして、「新潟市一般廃棄物処理基本計画(素案)の修正について(追加資料)」を、机上に配付させていただいております。
- 前回、11月26日は委員改選後初めての審議会で、委員の皆さまをご紹介させていただきましたが、ご都合によりご出席できなかった委員の方々を改めてご紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、一言ご挨拶をお願いいたします。
- まず、イオンリテール株式会社北陸信越カンパニー新潟事業部イオン新潟青山店人事総務課課長の鈴木信義委員でございます。
- 鈴木委員：私は2年目になりますので、昨年お聞きしたことをまたやらせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。
- 松本循環社会推進課長補佐：亀田製菓株式会社設備開発部業務・省エネ推進係主任の内山尚幸委員でございます。
- 内山委員：亀田製菓株式会社の内山と申します。慣れないことばかりですが、精いっぱいご協力させていただきたいと思っておりますので、ご指導をよろしく申し上げます。
- 松本循環社会推進課長補佐：続きまして、委員の交代についてご報告と新しい委員をご紹介させていただきます。阿部由幸委員がご退職により、令和元年12月6日付けで委員を退任されました。後任としまして、亀田郷土地改良区事務局長の遠藤二郎委員でございます。
- 遠藤委員：遠藤です。よろしく申し上げます。
- 松本循環社会推進課長補佐：本日の会議は、15名中、現時点で13名の委員がご出席でございます。新潟市清掃審議会規則で規定しております委員定数の半数以上の出席を満たしておりますので、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

ここで議題に入る前に、昨年 11 月に開催した第 8 回清掃審議会で、平成 30 年度ごみ処理手数料収入の使途決算報告の内容につきまして、廃棄物対策課から訂正がございます。

- 塚本廃棄物対策課長：第 8 回清掃審議会での決算報告の説明内容で一部誤った説明をしましたので、訂正させていただきます。古布・古着の拠点回収費の説明で、関谷委員、山賀会長から、歳出決算額が 21 万 9,672 円の件で、「回収した古布・古着の売り上げ歳入を、この事業にあげており、事業費のトータルとして足したものです」とお答えしましたが、古布・古着と古紙類の歳入を混同し、誤った説明をしました。誠に申し訳ございませんでした。古布・古着の回収事業に要した経費は、倉庫の移設と看板作成に要した 21 万 9,672 円です。ご質問はこの金額で事業ができるのかというご趣旨と思うのですが、多額の費用をかけなくても、現在、収支がプラスになっています。古布につきましては、リユース品として一定のニーズがあると言えますので、今後の市況の動向を、しっかりと注視しつつ、リサイクル業者の動向もしっかりと踏まえ、今後は拡大も視野に、引き続き、古布・古着のリサイクルを進めていきたいと考えております。決算額は少ないですが、与えられた条件の中でしっかりと PR し、皆さまから認知、活用いただけるように、今後とも取り組みを進めてまいります。

## 1. 議題

### ■議題 新潟市一般廃棄物処理基本計画（案）について

- 山賀会長：議題、新潟市一般廃棄物処理基本計画（案）について、事務局から説明をお願いいたします。
- 鈴木循環社会推進課長：昨年 11 月 26 日に開催した第 8 回清掃審議会の審議を経て、12 月 16 日から年明けの 1 月 24 日まで、パブリックコメントを実施し、5 名の方から計 19 項目のご意見をいただきましたので、その概要を説明させていただきます。**資料 1**「新潟市一般廃棄物処理基本計画（素案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方」をご覧ください。修正有りの場合は後ほど**資料 2**でその旨説明させていただきます。

説明に入る前に、パブリックコメントに記載がある、市の「集中改革プラン」について補足させていただきます。集中改革プランは、本市が事務事業の効果・実績を評価し、限られた予算の中で最大限の効果が得られるよう、事業・施設の最適化を図るため、2019 年度から 3 年間で集中改革期間として取り組みます。3 年間で約 20 億 6 千万円を削減する効果を打ち出しました。3 年間で行うもの、さらに 10 年を見越して行うもので計 232 事業あり、廃棄物関係は家庭ごみ収集事業や焼却施設の更新など 22 事業を挙げております。市民還元事業の 14 事業もリストアップしております。この場では、本市の集中改革プランができたという報告です。市ホームページでも閲覧できますので、ご確認いただければと思います。

それでは**資料 1**につきまして、循環社会推進課と廃棄物対策課でそれぞれ担当を分けて説明させていただきます。

No.1 のご意見は、計画（素案）につきまして、図や表、コラムがあることで、大変読みやすくなっているといたお褒めの言葉をいただいております。その計画内容につきましては、しっかりと市民に周知してほしいというご意見をいただきました。市の考えとしては、市ホームページや資源とごみの情報紙（サイチョプレス）などを活用し、施策も含め市民周知に努めていく予定です。

No.2 のご意見は、カタカナ語について用語解説を添付してほしいというご意見をいただきまし

た。本日配付しました資料4「新潟市一般廃棄物処理基本計画（案）」の巻末資料もありますが、用語集を添付させていただいております。

- 塚本廃棄物対策課長：No.3のご意見は、クリーンにいがた推進員育成事業に関することです。現状、推進員の名前だけ提出し、自治会・町内会でも知られていないので、5年計画で廃止してはどうかというご意見です。クリーンにいがた推進員育成事業は、市民還元事業ということで、「資源循環型社会促進策」、「地球温暖化対策」、「地域コミュニティ活動の振興」という3本柱で実施してきたもので、家庭ごみ指定袋収入を充てています。今後の清掃審議会におきまして、皆さまからのご意見をいただき、事業の見直しも含めて検討したいと思います。

次にNo.4のご意見は、古紙資源化の一層の推進についてです。補助金の明細が不明で、使途について公表するよう指導すべきであり、町内のごみは町内で行うことが当たり前なので、市が補助することは必要ないのではないかというご意見です。補助金は恐らく、集団資源回収に対する奨励金やコミュニティ協議会に対する支援金のことではないかと思えます。これにつきましても、先ほどと同様に委員の皆さまのご意見をいただきながら、あるべき姿を議論し、事業の見直しを含めて検討することで、計画（案）では修正をしないという形を考えております。

続いてNo.5のご意見です。ごみ出し支援の関係です。社会福祉協議会が公費で実施しているが、なぜ今頃する必要があるのかということです。ごみ出し支援は、登録団体からあらかじめ申し出をいただき、その中で支援する人、支援される人を明らかにした形をお願いしております。燃やすごみについては1回あたり150円、粗大ごみについては1回あたり600円を月ごとにお支払いする制度です。こちらも市民還元事業ですので、これまでと同様に委員のご意見を拝聴し検討します。また、社会福祉協議会がやるのではないかというお話もありますので、説明をつけ加えました。本市では一部の区社会福祉協議会が利用料を伴った会員相互の生活支援ボランティア制度を用意しております。ごみ出し支援に特化したものではございません。社会福祉協議会が間に入った有償ボランティアであり、お願いする人、お手伝いする人の間ではお金のやり取りがありますが、社会福祉協議会が直接公費から出していませんので、参考に付け加えさせていただきました。

続いて、No.6のご意見の、クリーンにいがた推進員と古紙の資源化についてです。両事業は、集中改革プランで早期に見直すべきであるということです。補助金を交付するくらいであれば、家庭ごみ指定袋の料金を値下げするべきであるというご意見です。これにつきましても、先ほどと同様、市民還元事業ですので、清掃審議会の皆さまのご意見を聞きながら、見直しを含め検討するという表現にさせていただいております。

- 鈴木循環社会推進課長：続いてNo.7のご意見の焼却施設の稼働状況についてです。施設の稼働率を上昇させるため、3施設に限定すべきではないかというご意見をいただきました。これにつきまして、今後、焼却施設のあり方について、人口減少によるごみ量の減量、点検・故障等のリスク分担、温室効果ガスの排出低減を踏まえ、市では現在の4施設から2施設が適正と考えております。さらに、焼却余熱については、多用途で利用拡大に向けた検討を進めるということで記載しておりますので、ここは修正なしで対応します。

続いてNo.8のご意見は、施策の視点のうち啓発ですが、食品ロスの削減に向け、国や県との連携を強化することについてのご意見をいただきました。食品ロスは全国的な課題ですので、今後、国の動向を注視し、県や関係団体との連携を図りながら啓発を推進することで掲載しており

ますので、計画の修正なしとします。

- 塚本廃棄物対策課長：続いて、No. 9のご意見です。資源物排出機会の提供ということで、乾電池などの小物について業者任せではなく、区役所など多数の市民が訪れる施設にも回収場所を設置すべきというご意見です。現時点におきましてペットボトルは227か所、乾電池は118か所で拠点回収をしております。そのような取り組みを踏まえ、乾電池やペットボトルについては、本市の責任において商業施設等に設置を委託し、収集・処理業務を民間業者に依頼しています。業者任せではなく、市がお願いし、もしくは商業施設からの申し出に応じて設置している説明をさせていただきます。今後も排出しやすい環境整備の検討を進め、多くの市民が集まる場所であれば拡大し、逆に集まらないところは見直します。排出しやすい環境というのはこれからも考えていきたいと思っております。なお、乾電池は特定5品目として月1回、ペットボトルは月2回、ごみ集積場でも収集しており、ごみ集積場の回収と拠点回収の2本立てで幅広く行っているということをご説明し、計画の修正はなしと考えています。

次に、No. 10のご意見です。ごみ集積場周辺の環境美化の推進で、クリーンにいがた推進員を置くか置かないかは各自治会の任意という形をとらせていただいておりますが、クリーンにいがた推進員がいない自治会は研修等に参加できず、新たな情報が伝わり難いので、1自治会1名以上をお願いする半強制の方針に変更してはどうかというご意見をいただきました。これにつきましても、クリーンにいがた推進員の制度をやめた方が良いのではないかと先ほどのご意見もありましたが、半強制のほうが良いのではないかとご意見もあります。クリーンにいがた推進員のあり方につきましては、先ほどの説明どおり、清掃審議会の委員の皆さまのご意見をいただきながら検討していきたいと思っております。

次にNo. 11のご意見の効率的な収集・運搬体制についてです。具体的な課題があるから、見直しを検討するのではないかとということです。集中改革プランでは、ごみ集積場増加対策のみ提起されているが、収集回数どこに検討課題があるのか、計画（素案）に記載されていないことについては整理しました。収集・運搬体制の課題につきましては、集合住宅の増加や高齢化などを背景に、ごみ集積場が分散化及び増加しております。ごみ集積場が年々増加し、収集運搬委託料増加に繋がっているということはもちろんですが、焼却施設の統合及び更新が影響しているものではないという誤解を解けずにおります。この後の説明にある計画(案)35ページに課題として、明確な分かりやすい課題、これが課題かというような部分の記載がなかった部分がありましたので、分かるように記載させていただきます。

- 山賀会長：パブリックコメントの件数が多いので、ここで皆さまからのご意見をいただきます。11件のご意見に対して市の考え方を回答するといった内容でした。この件につきまして、ご意見やご質問等がありますか。
- 西條委員：このパブリックコメントについてですが、素晴らしいと思えました。5人の方が19件のコメントを寄せ、よく調べていただいている方が多いことと、市に興味、関心の高い方から寄せられているということで、尊重しなければいけないと思っております。

そのうえで、説明不足なところもあると思っております。例えば、No. 6のご意見の「補助金等として払い戻しをするくらいであれば、ごみ指定袋の料金を値下げすべきである」ですが、これは恐らく、市民還元事業の地域コミュニティ振興などの部分についてのことだと思っております。ごみ指定袋の手数料を下げることは、市民の皆さまにメリットで良いと思うのですが、補助金は、頑張っ

てまちづくりなどを行っている方を応援するというように、趣旨が違うと思います。回答では、このような趣旨を伝えきれてないと思いました。大変多くご意見をいただき、中身もよく読んでいただきありがたいと思いつつ、どこかその意図が伝わっていないという部分は、もう少し説明する部分もあると思いました。例えば、「補助金としての払い戻しではなくて、頑張っている市民の方の活動を支援」という意味を回答の中に入れてもいいのではないかと思います。

- 塚本廃棄物対策課長：ご意見としていただきたいと思います。他の表記もございますので、誤解を解くようなものを、追記したら良いのではないかとご趣旨でのご意見としていただきたいと思います。
- 西海委員：No. 9に「区役所など」と書いてあるのですが、区役所では乾電池等回収をしていませんか。
- 塚本廃棄物対策課長：乾電池とペットボトルについて区役所で回収をしているところもあれば、していないところもございます。例えば、東区役所や中央区役所において、ペットボトル等の回収はしておりません。
- 西海委員：コスト面等ありますが、人が多く集まる場所で回収をしたほうが良いと思います。No. 4のご意見ですが、市の考え方はこれで良いと思いますが、おそらく、意見を提出した方は見える化してほしいというイメージだと思います。例えば、補助金の使い道は一部の役員しか知らないことだと思いますが、西條委員が発言されたように、このようにして頑張っているの、皆さまと一緒に頑張りましょうというイメージで、オープンにしたほうが良いのではないかと思います。
- 塚本廃棄物対策課長：No. 4につきまして、基本的には、集団資源回収についての収入と支出について年度末に決算しているものがほとんどだと認識しています。適切に行っている業務が、市民に伝わっていないということもあると思います。今後、補助金に限らず、市から補助する場合は、市民にしっかりとお知らせし、活動の周知をもう少し強くしていきたいと考えています。必要であれば、回答についてもその部分を付記します。今後、検討させていただきます。
- 斎藤委員：No. 3とNo. 6のご意見で、クリーンにいがた推進員育成事業をやめた方がいいのではないか、分かりにくいとあります。私自身も、西蒲区でごみの分別が統一されたときや、その前のプラマーク容器包装の分別が始まったときなどにはクリーンにいがた推進員の活動がみられましたが、現在はどのような活動をしているのかよく分かりません。クリーンにいがた推進員育成事業を今後どのようにしていくかを聞きたいです。
- 塚本廃棄物対策課長：皆さまからご意見をお聞きしたうえで、今後こういう形にしていきたい、もしくは、このままいきたいという判断をしたいと考えております。当初、平成20年に新ごみ減量制度が始まって、それを啓発・周知することを主たる目的にクリーンにいがた推進員が設置されたものと理解しております。当初は、ごみ集積場で活動されていた方がいましたが、最近は活動が見られないところもあります。一方、活動しているところも多々あり、それぞれの地域の課題に応じた活動をしています。市民アンケートにおきましても58パーセントの方が、名前も知らなければ活動も知らないという現状です。そこは真摯に受け止め、まず清掃審議会の委員の皆さまからご意見をいただくことが前提ですが、現行の活動については引き続き様々な手段を講じて市民の皆さまに知っていただく展開したいと考えております。UXの「知ットク！新潟」に取り上げて頂いたほか、サイチョypress3月1日号にも掲載する予定ですが、なかなか広がって

いかない部分もあります。委員の皆さまには状況を説明しながら、今後のあり方について議論をしていただきたいと思います。今後については、意見を踏まえ考えるという回答にさせていただきます。

- 山賀会長：クリーンにいがた推進員育成事業も含めて市民還元事業は、西條委員からお話が出ましたが、ごみ処理手数料収入が充てられているということで、ごみが減量されれば収入も減っていきます。収入を増やすためにごみを増やしていいのかという話ではないと思います。市民還元事業のあり方自体もこの計画で述べているとおり、今後 10 年の中で、できるだけ早めに検討していくことになると思います。
- 井下田委員：補助金は申請して、どのようなことをやったかの明細や事後報告等がありますか。
- 塚本廃棄物対策課長：ございます。例えば、地域の方が企画し、自分たちで地域の清掃をするときに補助金を使える地域清掃活動費等補助金制度があります。いつ、このようなことをやるという事前相談を経たうえで、終わった後に、何人集まり、この事業をやるために何を買ったか、このような成果があったという実績報告をいただいております。ごみ集積場設置の補助金は、事前に、どこにごみ集積場を作るのかという申請をいただき、交付決定した後に実際に着手し、かかった費用の領収書や写真を添付し実績報告をいただきます。最後に補助金が支払われます。必ず終わった後は、市へご報告いただく形をとっております。
- 斎藤委員：私は、地元コミュニティ協議会でごみ減量の活動をしており、この地域活動補助金を申請しています。春に申請しますと、年間活動計画や収支書の予算を提出します。終わった時点で、領収書などを 1 円でも違っていれば修正依頼がきます。以前、消費税の切り捨て、切り上げのところで間違ったところを指摘されました。地域活動補助金は大変大事に使っていますし、収支決算はきちんとしております。私たちは毎年それをもって、地域の方々に様々なことをしているんで、ありがたく使わせてもらっています。
- 西海委員：関連しまして、市はデータを見に来られた方に対して、データをオープンにできると思います。補助金等の用途につきましては「きちんと報告書をいただいて、それを市としては保管しているが、いつでも公開することができる」と記載されていれば、問題ないと思います。
- 塚本廃棄物対策課長：必要に応じ、追記する部分があれば、参考にさせていただきたいと思いません。
- 山賀会長：それでは、パブリックコメントの No. 12 から No. 19 まで説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長：5 ページの No. 12 のご意見です。ごみ処理施設の統合及び更新についてです。2 施設体制を進めるとのことであるが、どのような考えがあるのか、方向性を明記すべきというご意見をいただきました。このご意見を踏まえ、計画（素案）を修正し、施策 6 の中で亀田清掃センターを更新し、新田清掃センターとの 2 施設体制とすることを明記します。計画（素案）の段階では、新田清掃センターともう 1 施設という、答申の表現を使っておりましたが、亀田清掃センターを更新するという修正があります。

続いて No. 13 のご意見です。現行の 4 施設体制から 2 施設体制になった場合、休止予定のうち 1 施設について、災害廃棄物処理対応のため、いつでも稼働できるように維持管理のみ継続すべきのご意見をいただきました。これにつきまして、維持管理経費を含めた課題が多くあるため、大規模な災害時には広域処理や設置にあたり仮設焼却炉や国の支援が受けられるか、そのようなことを調べながら対応していくため、修正無しとさせていただきます。

次に No. 14 のご意見です。生ごみ・食品ロスの減量及び、高齢者等の支援充実の関連です。生

ごみの減量とごみ収集、処分費用の軽減、高齢者等へのごみ出しの負担軽減の観点から、下水道部局と調整のうえディスポーザーの導入を推奨すべきとのご意見をいただきました。これにつきましては、現時点での技術では、ディスポーザーで破碎した生ごみを下水道で受け入れることは、宅内の配管設備や下水道管のつまり、破損原因にもなりかねず、海や川などの水環境に与える悪影響が懸念されるため、ディスポーザーの推奨につきましては、時期尚早と考えております。また、生ごみの減量の観点については食品ロスの削減、発生抑制に取り組み、高齢者等のごみ出しの支援につきましては、現行の制度を検証し、あり方そのものの検討を進めていく方向で考えており、修正はありません。

続いて No. 15 のご意見です。収集・処理体制の整備及び、ごみ処理施設の統合及び更新の関連です。廃止施設を中継施設のみの利用にとどめるのは無駄が多く、廃止するには惜しい施設であり、民間活力の導入を含めた廃止施設の有効活用と跡地利用を図る必要があるとのご意見をいただきました。これにつきましては、焼却機能停止を予定する鎧漕クリーンセンター、豊栄環境センターは、市民の持ち込みごみを受け入れる中継施設機能を予定しております。建物や土地を含め、財産活用の視点において、社会情勢を踏まえ柔軟に検討していく本市の方向性を示しております。また、廃止を予定する施設の活用方法についてご意見を踏まえ修正し、施策 6 に市民の持ち込みごみの中継施設とするこの内容を追記します。

ここからは、生活排水処理編のご意見です。

No. 16 のご意見の、し尿・浄化槽汚泥の処理状況についてです。全ての施設において生ごみの混合によってメタン発酵を行い、資源の有効活用と環境保全を図るべきとのご意見をいただきました。こちらにつきましては、し尿処理施設でメタン発酵を行うには大規模な整備が必要となりますが、減少するし尿発生量や施設の状況から費用対効果が少ないと考えられます。生ごみについては、減量の取り組みを重点的に行っていくということで考えており、修正はありません。

No. 17 から No. 19 のご意見ですが、生活排水処理の目標と方針についてです。市の考え方につきましては、方針の第一に、公共下水道の整備の推進を入れること。環境保全には市民の意識向上よりも、市職員の意識向上が先であり、また、職員には 1 日も早い生活排水未処理人口解消に向けた行動を望むとのご意見をいただきました。こちらにつきましては、公共下水道の整備を含んだ内容となっており、今後は地域の状況に応じ、公共下水道に限定せず合併処理浄化槽も含め最適な汚水処理施設整備を推進することで、生活排水未処理人口解消に向けて取り組むと記載させていただき、修正無しです。

- 山賀会長:No. 12 から No. 19 のご意見までご説明いただきました。ここまでの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますか。
- 西條委員:No. 13 のご意見に「大規模な災害時には」という質問があります。これだけ地震などが起きると、災害時は大丈夫か心配に思う市民は多いと思います。回答で「大規模な災害時には、広域処理や設置にあたり国からの支援が受けられる仮設炉での対応を基本としています」と記載しておりますが、計画（素案）にはっきり記載していませんか。大規模災害に備えた体制整備が 63 ページだと思えますが、そちらには、「災害時にも稼働できる処理施設の整備をします」とあります。今後新たな施設を作るときのことは書いてあるのですが、現状がどうなのかが心配になるのではないかと思います。一部の市民の方に開示するだけでなく、多くの方が災害時に不安を感じるとお思いますので、計画のほうにも詳細を入れても良いのではないかと思います。一市民



の立場も取り込み、意見させていただきたいと思います。

- 鈴木循環社会推進課長：委員からいただいたご意見は、検討させていただきます。施設整備にあたってはデリケートな部分もありますので、新しく更新を予定している亀田の焼却施設も、一定程度の余力を見込んでおります。そのようなことを含め、本日いただいたご意見の確認も含めて、提示させていただきます。
- 山賀会長：審議する内容も多いので、最後にまとめてお伺いします。**資料2**の計画（素案）の修正内容について、事務局から説明いただきます。
- 鈴木循環社会推進課長：説明の前に、1点ご連絡します。パブリックコメントに併せ、計画のキャッチフレーズを募集しました。その結果、「ごみは資源もったいないの気持ちをもって分別しよう」という1件をいただいております。キャッチフレーズにつきましては、事務局も含め、2～3点用意したうえで、改めて委員の皆さまにご提示させていただければと思っております。委員の皆さまからも、キャッチフレーズやこのようなワードを入れたほうが良いのではないかというご意見がありましたら、本日配付した照会票に記載していただき、提出いただければと思います。
- 山賀会長：キャッチフレーズはあまり寄せられなかったということなので、ぜひ皆さまからもご意見をいただきつつ、案も出していただいて、それに対して審議をしていきたいと考えます。  
**資料2**についての説明をお願いいたします。
- 鈴木循環社会推進課長：前回の審議会でお示しした計画（素案）をパブリックコメントの内容も含め修正させていただいたものです。

1「総論」です。委員より、SDGsと本計画との関わりが分かりづらいとのご意見をいただきました。計画における位置づけを明確にするため、SDGsのコラムの掲載ページを変更し、総論の1.1のはじめに記載しました。あわせて、SDGsと本計画との関連性をより分かりやすくするため、コラムの内容を見直し、計画（案）の内容と沿うように修正しました。また、コラムの掲載位置の変更に伴い、生活排水に関する項目を追加しました。

次に環境教育施設については、施設の紹介というよりも、附属する機能を紹介すべきと考え、後ほど、関連するページが出てくることから、このページは削除しました。

次に人口と世帯数の動向において、図10 人口と世帯数の推移の平成27年度の人口を、23ページにある表17の人口と揃えました。

次に32ページ前計画の効果についてです。現計画初年が平成24年度ですので、計画（素案）では、前計画の初年度の平成24年度に併せました。その下、38ページ、資源物の循環について、最近の情勢を踏まえ新たな課題として追加しました。こちらは後ほど**資料3**で説明させていただきますので、割愛させていただきます。次に40ページ、循環型社会とはについて、修正前は図の中に用語の説明を掲載したことで文字が小さくなっており、少し見づらくなっておりました。詳細については巻末に持っていくことで、見た目を分かりやすくしました。リデュース、リユース、リサイクルを大きくしていたところです。コラム4の2Rが分かりづらいところもありましたので、「リデュース・リユース」という表現に変えております。

次に計画（素案）の43ページ、数値目標を精査しましたところ、参考指標の数字が食品ロス量の令和6年（2024）年度の間目標が3万2千500トンから3万2千400トンに修正しました。次に49ページ「2R」から「リデュース・リユース」に変えさせていただき、※印で補足説明をさせていただきます、「施策1、施策2で3Rを推進していきます」と関連性を記載しました。次に施

策の視点です。地域の環境美化の推進ですが、視点の中で「啓発」が抜けておりましたので、○をつけました。次に、50 ページですが、SDG s のゴール・ターゲットについて再度整理した中で、1 と 15 を再度精査して削除しました。次に 51 ページですが、エシカル消費のコラムについて、エシカル消費が循環型社会を目指すうえでも大切な取り組みであるとまとめ、追記しました。

次に 52 ページです。リサイクル品提供事業です。3 つの施設で行っている大きい事業としまして、リサイクル品提供品の事業を、写真を入れたコラムで説明しています。次に、53 ページですが、SDG s のゴール・ターゲット精査した結果、直接合致するものがなかったことから削除しました。次に 53 ページのリサイクルの推進です。市の考え方の欄での記載が「P36」になっておりますが、「P38」に修正していただければと思います。後ほど資料 3 で詳細を説明させていただきます。次に 57 ページにつきましては、同じく SDG s のゴール・ターゲットに直接合致するものがなかったことから、削除しました。61 ページですが、ごみ処理施設の統合及び更新についてパブリックコメントを踏まえ、亀田清掃センターを更新し、新田清掃センターとの 2 施設体制とすることを明記しました。また、機能移転により廃止を予定する施設について、市民の持ち込みごみの中継施設とする内容も追記しました。次に 62 ページについては、こちらも SDG s のゴール・ターゲット合致するものがなかったことから削除しました。

次に 62 ページです。計画（素案）では、家庭系ごみ指定袋にバイオプラスチックの導入を検討することを前提に掲げましたが、広義な表現に修正しております。具体的には、国の「プラスチック資源循環戦略」に基づき、廃棄物分野においてもバイオマスプラスチックの利用を進め、個別施策でバイオマスプラスチック製ごみ指定袋の導入を検討すると置き換えました。コラム 6 のカーボンオフセットの表記については「プラスチック資源循環戦略」に基づき、カーボンニュートラルの内容に変更しております。次に 63 ページですが、こちらも SDG s のゴール・ターゲット整理で 13 番のターゲットを追加しました。

最後に本日、机上配付しました資料 2 追加資料についてです。計画（案）はまだ修正していませんが、修正後に記載のとおり追記します。パブリックコメントで、収集処理体制の整備の検討課題をもう少し分かりやすく記載すべきという意見をいただきましたので、下線部分を追記し修正させていただきます。

- 西條委員：40 ページに、追記をお願いしたいものがあります。リデュース、リユース、リサイクルの 3 R はコラムで説明がありますが、図にリフューズという言葉が出てきます。リフューズは、「いらぬものは買わない」という意味ですが、単語だけで来て説明がないと、読んだ方が疑問に思います。リフューズは「いらぬものは買わないこと」と、小さくても説明があると良いのではないかと思います。
- 鈴木循環社会推進課長：巻末の用語集等に追記したいと思います。
- 斎藤委員：バイオマスプラスチック製ごみ指定袋の導入検討とありますが、これは何年後くらいを検討していますか。
- 鈴木循環社会推進課長：令和 2 年度から導入を検討しております。現在、植物性由来では、トウモロコシやサトウキビやお米など様々あり、調査をしている段階です。
- 井下田委員：SDG s に、サブタイトルのようなものはありませんか。新聞の SDG s の記事で「平和と地球環境を守る 17 の目標」という記載がありました。そのサブタイトルが大変分かりやすく、良いと思いました。

- 山賀会長：SDGsについては石本委員が詳しいので、少し解説してもらおうか、ご意見いただければと思います。
- 石本委員：井下田委員がおっしゃったように、「平和と環境」という話もあれば、「世界を変える17の目標」という呼び方をすることがありますが、正式名称ではありません。正式名称は計画(案)に記載してある「持続可能な開発目標」となります。どこまで分かりやすいキャッチコピーをつけるか後で事務局とお話しさせてもらえれば良いでしょうか。
- 山賀会長：ぱっと見て分かるような言い換えがあると良いということだと思いますので、また、石本委員と事務局でお話しいただければと思います。
- 関谷委員：計画(案)50ページ「4. 1リデュース・リユースの推進によるごみの減量」のSDGs目標と53ページ「さらなる資源循環の推進」の目標が一緒ですが、これはなぜですか。例えば、53ページですと、資源循環というとパブリックな、大きなサーキュレーションを意味しています。一方、リデュース・リユースは、市民を巻き込んだ限りなく生活圏の循環を意味していると思います。目標が一緒になった背景を教えてください。
- 鈴木循環社会推進課長：このゴール・ターゲットに足りないものや追加すべきものがあれば、ご意見をいただきたいです。事務局での定め方でしたので、このターゲットを設けたほうが良いのではないかとこのものがあれば、ご意見をいただきたいと思います。
- 山賀会長：設定の根拠や基準みたいなものはありますか。
- 鈴木循環社会推進課長：施策がSDGsのゴール・ターゲットに合っているということで絞り込みました。巻末資料100ページに施策に対するゴール・ターゲットをリスト化しました。
- 山賀会長：100ページ以降にあるターゲットと計画で推進される施策が合っていて、この目標が設定されるということで良いですね。
- 鈴木循環社会推進課長：そのように設定しました。
- 鈴木委員：52ページ「リサイクル品提供事業とは？」と記載があります。こちらの品物を見ると、「リサイクル品」と書いてありますが、実際には「リユース品」だと思います。リサイクルというのは資源を再活用という形になるので、実際には一度壊して、もう一度活用という形になります。こちらのページに「リユース品」と入れていただければ、2Rの意味合いがはっきりして良いと思います。
- 鈴木循環社会推進課長：定義も整理し、対応させていただきます。
- 斎藤委員：10ページで分別区分等のところですが、資源物の「特定5品目」が月2回収集になっています。特定5品目は月1回収集だと思いますので、訂正が必要と思いました。
- 鈴木循環社会推進課長：訂正させていただきます。
- 遠藤委員：資料2の1に生活排水について良くまとめてあり、大変良いと思います。その中で、未処理排水の半減による水質改善についてですが、未処理排水は最終的に農業排水路に流れることになると思います。その水を農業に再利用することがありますので、未処理排水半減の推進を図っていただきたいと思います。また、半減する方法としては、下水道整備や浄化槽を整備し、接続するように促すことと思います。そのような促す方法をより強く進めてもらいたいのと、またできあがった後の検査を厳格にする中で、これからも水質の保全を図っていただきたいと思います。
- 鈴木循環社会推進課長：ご意見としていただきます。

また、資料2 3ページのところで、先ほどいただいたリフューズの記載についてのご意見ですが、そもそも計画（素案）の段階でリフューズを載せている点、皆さまご承知でしょうか。リペアも含め、5Rという表現もあります。リデュース・リユース・リサイクルにリフューズとリペアがある中で、困惑させない意味でリフューズは削除しても良いのかなという1つ提案です。いかがでしょうか。

- 石本委員：リフューズが入っているのは、環境白書と合わせたからですか。そのようなことでないのであれば、リフューズの記載は無くても良いと思います。
- 鈴木循環社会推進課長：市の環境教育副読本の中に、リフューズが4Rの状態が入っているという流れから来ています。
- 関谷委員：リフューズはエシカルと関係はありませんか。エシカルというキーワードを前面に出すなら、リフューズというものを入れるのも1つの選択肢だと思います。
- 山賀会長：あったほうが良いと思います。ごみを減らすという意味でリデュースとも繋がると思います。今まで3Rだったところに突然リフューズが出てきて混乱するかもしれませんが、無くさないほうが良い気がします。
- 鈴木委員：この図の説明の内容だと思うので、3Rの優先順位だけを言うのであれば、逆はないほうがすっきりし、分かりやすいと思います。ここでは全体を説明しているわけではないと思うので、ここは3つだけに絞った3Rのほうが、見やすいと思います。
- 山賀会長：全体の考え方の中にリフューズについてはどこかに記載がありますか。
- 鈴木循環社会推進課長：リフューズという表現が出てくるのはこの図のみです。他のページで本文中リフューズについての説明はありません。こちらのみ記載しております。
- 西條委員：「余計なものを買わない」も含むリフューズは、食品ロスなどを考えたときには、必要と思います。この図に必要なかどうかは別にして、リフューズという言葉に関連する内容をどこかに記載しても良いと思います。ただ、この図の中に入れる必要があるかどうかは検討しても良いと思いました。
- 山賀会長：リフューズを説明するならば、先ほど関谷委員からお話がありましたエシカルのコラムが入っているあたりがいいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。
- 鈴木循環社会推進課長：様々なご意見、ありがとうございます。図の中でリフューズと記載があるだけというのが、いけないところです。記載するのであればしっかり表現いたしますので検討させてください。
- 石本委員：SDGsの解説が「17の目標と169のターゲット」で終わってしまい、「232のインディケーター」が省かれていますが、そこは意図がありますか。SDGsは、3層構造のゴール設定ですので、「232のインディケーター」だけ省くと主旨とずれてしまうと思います。
- 鈴木循環社会推進課長：訂正いたします。
- 石本委員：62ページで、バイオマスプラスチックについて、個別施策の名称を変えたからだと思いますが、カーボンニュートラルの説明が、カーボンオフセットの説明になっています。本来のカーボンニュートラルの定義は、「植物を利用することによって、その植物が吸収した量を相殺する」という考え方です。カーボンオフセットの説明はこれであっていますが、カーボンニュートラルの説明になっていませんので、ここを変えていただいたほうが良いと思います。
- 鈴木循環社会推進課長：カーボンニュートラルの説明内容に変えさせていただきます。

- 山賀会長：一旦、ここで次の議題に行かせていただきます。最後に改めてお伺いいたします。  
議題の3つ目、古紙リサイクルの現状についてということで、**資料3**をご覧ください。では、事務局から説明をお願いします。
- 塚本廃棄物対策課長：一般廃棄物処理基本計画（素案）の修正で、38ページに、新たに追加させていただき部分の背景と現状を含め、ご説明させていただき時間をいただきました。最新の情勢を踏まえて、新たな課題として38ページの資源物の循環を追記しました。**資料3**「古紙のリサイクルの現状について」をご覧ください。

まず、1.古紙の行方ですが、現在、集団資源回収に出された古紙は、回収業者が回収します。行政収集及び拠点回収に出された古紙は、本市がそれぞれ民間の古紙問屋に売却し、古紙問屋から国内外の製紙メーカーに売却されております。日本全国で集められた古紙は、平成30年では約2,060万トンです。そのうちの18パーセントの約370万トンが海外に輸出されており、輸出量の74パーセントの約274万トンが中国に輸出されている現状です。

2.古紙問屋引取り価格の推移です。昨今、日本の古紙の最大輸出国である中国が、資源物に混じり込んだ中国国内に流入するごみを減らすという目的で、輸入古紙の品質規制を実施するとともに、2020年末の古紙輸入停止に向けて輸入量を制限する状況です。その影響で、分別が悪い古紙は輸出できません。つまり、国内で古紙の過剰在庫が生じ、古紙問屋の古紙の引取り価格が下落しています。資料の中に掲載しているグラフは、平成28年以降、古紙1キログラムあたりの古紙問屋引取り価格の推移を表しています。平成30年以降、引取り価格は右肩下がりで、最も高値がついている新聞でも、1キログラムあたり7.5円程度と低調に推移しています。

3.懸念される問題です。集団資源回収の場合、回収業者の収入は、集めた古紙を問屋に売際の売却益になります。その中で経費を出しますが、今後さらに引取り価格の下落が続くと、古紙問屋への売却額が、回収経費を下回り、経費のほうがかかってしまうこととなります。さらに経営を圧迫した場合、廃業や集団資源回収事業から撤退してしまうということが懸念されます。

実際に、横浜市は、回収業者が撤退し、集団資源回収が停止した地域もございます。市がごみ集積場に出されたものや拠点回収の古紙を収集した場合ですが、古紙回収にかかる経費の一部は、古紙を売った歳入で賄っております。売れたときのお金が減れば、今までかかっていたものに足りない部分は、新たな財源を確保しなければいけない状況になります。また、古紙問屋の引取り価格が悪化していくと、集団資源回収をやめた地域、やめざるを得なくなった地域では、その古紙は全てごみ集積場や拠点回収の方に出されますので、ますます収集経費がかかるということが懸念される状況です。

本日、配付した資料についての説明は以上となります。古紙問屋の引取り価格の下落は、古紙リサイクルの停滞、事業存続に関する部分も多くなります。今後、古紙のリサイクル体制を維持するためにも、古紙回収事業の見直しは、今後、考えていくことも視野に入れていることから、計画に状況を記載しました。特に、集団資源回収事業というのは、市民の皆さまに古紙の排出機会を増やし様々な形で出していただき、奨励金によって団体活動を支援しております。市としても、持続していくことが望ましいと考えております。

具体的に見直しをどうするのかは、古紙の引取り価格の状況、市況などをしっかりと注視し、市民還元事業にも集団資源回収を位置づけている部分もありますので、ご意見を頂く際にも、現状を踏まえた議論を市から皆さまに投げかけさせていただきたいということで、現段階では情報

提供でございます。古紙は、非常に資源循環が厳しい状況であることをご説明させていただきました。

あわせて、市民の皆さま方には3月1日号サイチョプレスの1面で、このような状況を広く知っていただくために情報提供する予定です。

- 山賀会長：この件は審議ではなく、このような状況であるという情報提供であり、今後、市民還元事業等の審議の際にこうした状況をご理解のうえで皆さまからご審議いただければということでした。今のご説明につきまして、ご質問等あれば、ご発言ください。

新潟市の古紙問屋が出しているのは、中国が一番多いようですが、他の国への輸出はないのでしょうか。国内だけになりますか。

- 伊藤廃棄物対策課リサイクル推進係主幹：主要な古紙問屋に聞きとりをさせていただいた時点では、海外輸出の割合は、2～3割ということで、国内の動向とほぼ同一と考えております。
- 山賀会長：私たちがどうにかするということは、なかなか難しいことですが、分別をしっかりと、品質の良いものをきちんと分けていくという地道な取り組みを行うことで影響はありますか。
- 伊藤廃棄物対策課リサイクル推進係主幹：雑誌、雑がみの分別が徹底していなくて、その中に残渣（ごみ）が混入していますと、残渣処理は、古紙問屋が負担していくことになります。分別が徹底され、残渣が少なくなれば、古紙問屋の負担も少なくなり、その分だけ経営環境は好転します。
- 山賀会長：状況等を、審議会と併せ、市民の皆さまにもお伝えいただければと思います。
- 関谷委員：古紙の中で一番多い割合は新聞ですか。
- 伊藤廃棄物対策課リサイクル推進係主幹：割合的に、新聞が一番多いです。
- 関谷委員：現在、若い方などは新聞等インターネットで見る時代です。今後はペーパーレス化され、これを推進すれば、印刷会社の先行きが怪しくなるという話にもなりますが、行政としてはどのように考えていますか。
- 塚本廃棄物対策課長：市の立場から言えば、先ほど、山賀会長がおっしゃったように、分別を徹底し、クオリティを上げ、古紙の資源循環を維持していくことを第一に考えております。
- 関谷委員：新聞会社へ協力してもらえれば、結果が出ると同時に、痛みも伴うという話だと思うのですが、その具体的な部分でのご回答を頂きたいです。
- 鈴木循環社会推進課長：紙面からウェブ化ですが、そこはなかなか市の立場からは言えず、解決できる話しではない問題です。国が方向性をどのようにつけていくか注視し、あわせてまいりたいと思います。
- 鈴木委員：新聞の中に折り込みチラシが入っていますが、新聞紙には混ぜてはいけないのでしょうか。
- 伊藤廃棄物対策課リサイクル推進係主幹：折り込みチラシを新聞に混ぜて出して良いかという話しですが、本市においては、新聞と折り込みチラシは一緒に出して大丈夫です。  
その他、禁忌品というものがあります。例えば、日本酒のパック酒がありますが、そのようなアルミが貼ってあるものは、雑がみに入れてはいけないものです。また、加工されている紙製のヨーグルトの容器やアイスクリームの容器や、匂いつきのお線香を入れている箱や粉石けんが入っている紙製容器も、再生したときに匂いがついてしまい、リサイクルした紙が使い物にならなくなるということで、入れないでいただきたいです。

- 横木委員：古紙の分別について徹底してやる方法をみんなで考えたらできるのではないのでしょうか。分からないから、分別が進まないのだと思います。これからのことを思ったら、決して面倒なことではないような気がします。それをただ分別しようというとな面倒かもしれませんが、子や孫の未来のことを思うとできることがあると思います。

ごみと資源について、清掃審議会に参加させていただいて、初めて聞くようなことが多々あります。このようなことを分かったら、市民の皆さまは協力してくださると思います。文章に細かく書かず、今回はこれを徹底して市民の皆さまに分かってほしい、あるいは町内会、ランチ会、婦人会でも何でも良いですが、このようなことが話題に上るような、口コミや仕掛けはいかがでしょうか。先ほど、委員がおっしゃっていた新聞会社との協力、また、ラジオのコメンテーターの方にも、「このようなものを話題にしていただけませんか」という働きが、一個人ではなかなか思うように行かないのかもしれませんが、市で行うことはできると思います。これからの5年間、10年間に向けて、若年層からご高齢の方までこの資源に関し、新潟から盛り上がったら嬉しいです。

- 黒川委員：スマートフォンでサイチョのごみ分別アプリを入れておりましたら、最近、アプリが「さんあ〜る®」に変わりました。お住まいの地区を入れますと、朝に本日は何ごみの日ですよとか、何時までに出しましょうとか、古紙の分別についてもアプリで分かります。ただ、市民の皆さまがこのスマートフォンを使えるかという、そういうわけでもありません。広く徹底するような方法を、メディアを通じて、町内会を通じてという形も良いと思います。私はこちらをダウンロードしましたら、非常に便利です。工夫されていることに感謝しながら使わせてもらっております。

- 横木委員：そのような素晴らしいものを、さらに周知していただきたいです。市民の皆さまがご存じないので、使っていない方が多いと思いますが、今のようなお話は大変良いと思います。

- 石本委員：2点ございます。計画（案）39ページの図26はリデュースから始まっていることから、図27にリフューズが要らないのではないかと改めて思いました。

もう1点、計画（案）50ページのマイボトルの利用促進やマイカップの推奨についてです。本審議会ではリユースカップが出てきますが、他部署の委員会などではペットボトルが出てきます。ぜひ、環境部が音頭を取り、各委員会のペットボトルを無くしていくことから始めてもらってもいいのかとは思っておりました。ぜひやっていただけると嬉しいです。

- 鈴木循環社会推進課長：委員ご指摘のとおり、庁内から動き、さらに庁外へも行動していきたいと思えます。

- 山賀会長：最後に新潟市一般廃棄物処理基本計画（案）について、全体的な説明を事務局からお願いいたします。

- 鈴木循環社会推進課長：資料4につきまして、本日また皆さまからご意見を頂きましたので、改めて整理し、書面でご確認いただくこととなります。

- 西海委員：私も良くなっていると拝見して思いました。パブリックコメントとの兼ね合いもありますが、60ページにクリーンにいがた推進員の育成等、様々に記載があります。私は最初、クリーンにいがた推進員というものをワード解説で記載すれば良いと思っていたのですが、これだけ余白のスペースがあるのであれば、コラムでも良いですので、実際している活動を記載すれば、それなりの存在感が出てくると思います。そのようなことも工夫していただければと思います。

- 塚本廃棄物対策課長：委員ご指摘のとおりだと思います。ぜひ記載させていただきます。
- 山賀会長：もし、また思い立つことなどありましたら、照会票でお問い合わせいただければと思います。

以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。